

京労雇均発0624第3号

令和6年6月28日

各位

京都労働局雇用環境・均等室長

フリーランス法の施行に関わる周知について

初夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は雇用環境・均等行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年11月1日より、フリーランスと業務委託契約を締結される事業者について、取引の適正化と就業環境の整備に関する新たな法律が施行されます。

同法の適正な運用を図るため、制度を所管する厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一丸となって制度周知を行っているところです。

つきましては、別紙リーフレットを窓口にて配付いただくなど周知にご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

また、7～8月にかけて全国8会場で説明会が開催され、10月にはオンライン説明会も予定しております。別紙の案内文例をメルマガに掲載いただくなど、会員の方々に周知をお願いいたします。

不明点やリーフレットのデータ提供など、ご相談があれば下欄の担当者あてメール・電話でお問い合わせください。

以上

担当者	雇用環境改善・均等推進指導官 秋田 洋一郎
電話	075-241-0504
メール	akita-youichirou@mhlw.go.jp

周知広報用原稿例1

【タイトル例】

フリーランスとの取引に関する新しい法律が施行されます
～令和6年11月よりフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行～

【原稿例】

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間の取引の適正化と就業環境の整備を目的とした新たな法律が令和6年11月1日に施行されます。

具体的には、発注事業者に対して、①仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則 60 日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、②育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付けることとしています。

法律の概要や最新の情報など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



なお、7月24日から8月27日にかけて、全国8会場で厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁共催の説明会が開催されます。申し込みは下記のページをご確認ください。応募者多数の場合、後日東京会場の説明会の様子が動画配信される予定です。

【説明会の申し込み】

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>



(約700文字)

周知広報用原稿例2

【タイトル例】

令和6年秋頃、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されます

【原稿例】

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間の取引の適正化と就業環境の整備を目的とした新たな法律が令和6年11月1日に施行されます。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。



なお、7月～8月にかけて全国8会場で説明会が開催されます。申し込みは下記のページをご確認ください。応募者多数の場合、後日東京会場の説明会の様子が動画配信される予定です。



(約250字)

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

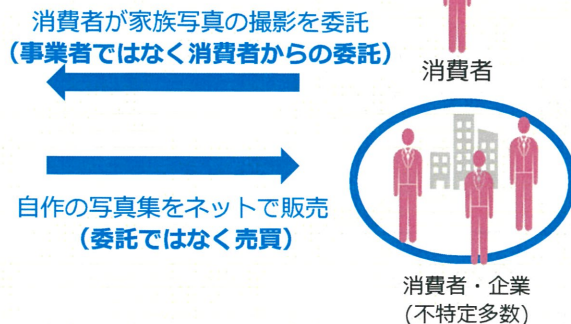
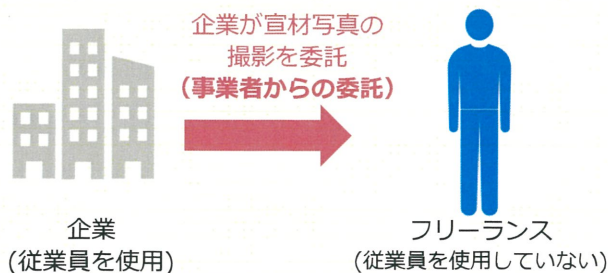
フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象外

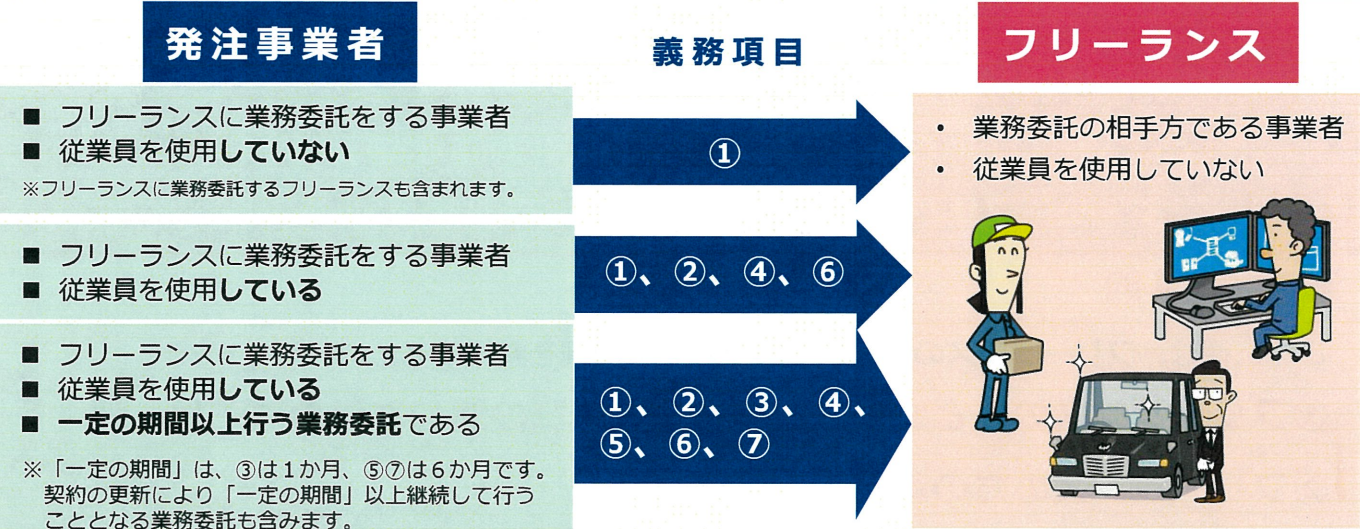
この法律の対象



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上」の雇用が見込まれる者が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省